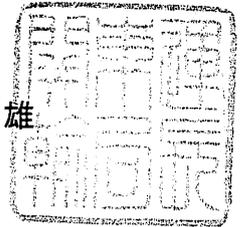




関自旅2第6626号の2
平成14年1月31日

社団法人全国個人タクシー協会
関東支部長 本間 嗣治 殿

関東運輸局長 上子 道雄



一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシー）の
事業者乗務証及び代務運転者証の取扱いについて

標記については、昭和63年5月11日付け関自旅2第514号により取り扱っているところですが、「一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシー事業に限る。）の許可及び譲渡譲受認可申請事案の審査基準について」（平成13年12月27日付け公示）及び「一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシー）の許可等に付した条件変更（代務運転）承認申請事案の審査基準について」（平成14年1月31日付け公示）の制定により、別添のとおり取り扱うこととしたので、引き続き事業者乗務証及び代務運転者証の交付指定機関として下記により本事務処理を実施されたい。

記

1. 事業者乗務証及び代務運転者証の発行等、事務の取扱いに当たっては、別紙「一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシー）の事業者乗務証及び代務運転者証の取扱いについて」によること。
2. 交付事務を下部機関に委任した場合は、関東運輸局長あて報告するとともに関係事業者はその旨を徹底すること。
3. 事業者乗務証及び代務運転者証の交付状況を四半期毎に、関東運輸局長及び関係陸運支局長あて報告すること。
また、事業者乗務証及び代務運転者証の再交付であって紛失による場合には、その都度理由書を添付のうえ関係陸運支局長あて報告すること。
4. 申請書及び添付書類等の保存は、交付後4年間保存すること。

一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシー）の
事業者乗務証及び代務運転者証の取扱いについて

一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシー）の許可並びに譲渡譲受又は相続の認可（以下「許可等」という。）の条件に付した事業者乗務証及び許可等に付した条件変更（代務運転）に係る代務運転者証に関しては、次に定めるところによる。

なお、タクシー業務適正化特別措置法（昭和45年法律第75号）に定めがある場合は、同法の定めるところによる。

（交付申請）

第1条 事業者乗務証及び代務運転者証（以下「事業者乗務証等」という。）の交付を受けようとする者は、関東運輸局長が指定した事業者乗務証等の交付機関（以下「指定機関」という。）に交付申請書を提出すること。

2 交付申請書には、当該事業者又は代務運転者の申請用写真を添付すること。

（記載事項の変更）

第2条 事業者乗務証等の記載事項に変更があったときは、直ちに訂正申請書、事業者乗務証等を指定機関に提出し、その訂正を受けること。

2 許可期限更新に伴って記載事項を変更する場合は、前項の規定に拘わらず、当該期限の更新申請書をもって訂正申請書の提出とみなす。

3 訂正申請書には当該事業者及び代務運転者の申請用写真を添付すること。

4 指定機関は、訂正申請があったときは、当該事業者乗務証等の訂正に代えて、新たな事業者乗務証等を交付する。

5 代務運転者証の代務承認期間の訂正については、前項3、4の取扱いによらずに代務承認期間を指定機関の訂正印により訂正することもできる。

（再交付）

第3条 事業者乗務証等を汚損し、又は紛失したため、事業者乗務証等の再交付を受けようとするときは、再交付申請書を指定機関に提出すること。

2 再交付申請書には、当該事業者の事業者乗務証等（事業者乗務証等を紛失したときはその事実を証する書面）及び当該事業者又は代務運転者の申請用写真を添付すること。

(返納)

第4条 事業者乗務証等の交付を受けているものが個人タクシー事業を営まなくなったとき及び代務承認期間が満了したとき又は代務運転に係る許可条件変更の解除届け出がなされた場合は、事業者乗務証等を指定機関に返納しなければならない。

2 事業者乗務証等の再交付を受けた後、失った事業者乗務証等を発見したときは、発見した事業者乗務証等を直ちに指定機関に返納しなければならない。

(申請用写真)

第5条 事業者乗務証等の交付、訂正、及び再交付申請書に添付する申請用写真は、次のものとする。

- ① 写真は、次の大きさのもの。
縦6センチメートル×横5センチメートル
- ② 写真は、単独、無帽、正面、無背景の顔写真。
- ③ 申請前6ヶ月以内のもの。

(事業者乗務証等の様式)

第6条 事業者乗務証の様式は第1号様式、代務運転者証は第2号様式とする。

第7条 事業者乗務証等の交付は、現に有効な個人タクシーの許可を有している者の申請により交付する。

2 事業者乗務証等の交付枚数は、1人1枚とする。

(申請書の様式)

第8条 事業者乗務証の交付、訂正・再交付申請書の様式は、第3号様式、代務運転者証の交付、訂正・再交付申請書の様式は第4号様式とする。

(事業者乗務証等処理簿)

第9条 指定機関は、事業者乗務証等の交付、訂正又は再交付をしたときは、事業者乗務証等処理簿に所定の事項を記載し保存するものとする。

2 事業者乗務証等処理簿の様式は、第5号様式とする。

(その他)

第10条 許可期限更新に係る事業者乗務証の事業許可期限欄の変更については、期限更新が認められて新たな事業者乗務証が交付されるまでの期間又は期限更新が認められないことが決定する日までの期間は、許可期限の満了日後2ヶ月以内の期限を付した延長シールを変更しようとする事業者乗務証の当該欄に貼付

- することにより、有効な事業者乗務証として取り扱うことができるものとする。
- 2 延長シールに付された期限前に新たな事業者乗務証が交付された場合は、延長シールを貼付した事業者乗務証を直ちに指定機関に返納すること。
 - 3 延長シールの様式は、第6号様式とする。

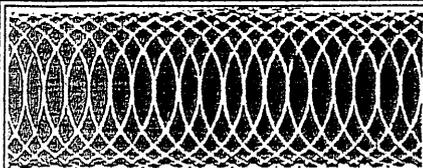
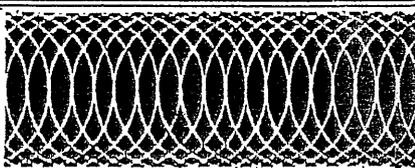
附 則

1. 本取扱いは、平成14年2月1日からとする。
2. 昭和63年5月11日付け関自旅2第514号「一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシー）事業者乗務証及び代務運転者証の取扱いについて」（以下「旧取扱い」という。）及び昭和63年11月30日付け関自旅2第9141号「一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシー）の免許期限更新に伴う事業者乗務証の有効期限の延長シールの取扱いについて」は平成14年1月31日限り廃止する。
3. 旧取扱いにより事業者乗務証等の交付機関として指定された機関は、本取扱いによる指定を受けたものとみなす。
4. 旧取扱いによる事業者乗務証等の交付を受けたものは、本取扱いによる交付を受けたものとみなす。

なお、その際には免許と記載されている箇所は許可と読み替える。

第1号様式

(表)

 <div style="display: inline-block; border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 10px 20px; text-align: center; font-size: 24px; font-weight: bold;">京浜</div> 	
発行番号	第 号
発行年月日	平成 年 月 日
発行機関	

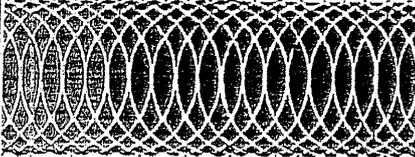
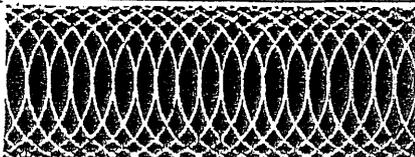
(裏)

<div style="font-size: 36px; font-weight: bold;">写真</div> <p>(6 cm × 5 cm)</p> <div style="text-align: center; font-size: 12px;"> (押し出し スタンプ) </div>	事業者乗務証	
	事業許可番号	
	氏 名	
事業許可期限	年 月 日	
年 月 日撮影		

- 注 1 大きさは、縦7 cm × 横14 cm とする。
- 2 表中央部の文字は、営業区域の略称とする。
- 3 表上部の様子は、藍色とする。

第 2 号様式

(表)

 <div style="display: inline-block; border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 10px; text-align: center; font-size: 24px; font-weight: bold;">京浜</div> 		
発行番号	第	号
発行年月日	平成	年 月 日
発行機関		

(裏)

<div style="font-size: 36px; font-weight: bold;">写真</div> <p>(6 cm × 5 cm)</p> <div style="text-align: center; font-size: 12px;"> (押し出し スタンプ) </div>	代務運転者証	
	事業許可番号	
	事業者名	
	運転者名	
代務承認期間	年 月 日	~ 年 月 日
年 月 日撮影		

- 注 1 大きさは、縦 7 cm × 横 14 cm とする。
- 2 表中央部の文字は、営業区域の略称とする。
- 3 表上部の様子は、藍色とする。
- 4 裏の「代務運転者証」及び「運転者名」の文字は朱色とする。

平成 年 月 日

殿

申請者名

印

事業者乗務証（ 交付・訂正・再交付 ）申請書

許可番号	
氏名 住所	
事業許可の有効期限	平成 年 月 日
運転免許の有効期間	平成 年 月 日
申請理由	
添付書類等	

平成 年 月 日

殿

申請者名

印

代務運転者証（ 交付・訂正・再交付 ）申請書

許可番号	
事業者名 住所	
事業許可の有効期限	平成 年 月 日
代務運転者の運転免許有効期間	平成 年 月 日
代務運転者名	
代務承認日	平成 年 月 日
代務承認期間	平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日
理由	
添付書類等	

第6号様式

期間延長 年 月 日

貼付例

<p>写真</p> <p>(6 cm × 5cm)</p> <p>年 月 日撮影</p>	<p>事業者乗務証</p>	
	事業許可番号	
	氏 名	
	事業許可期限	年 月 日
	期間延長	年 月 日